

平成 26 年度 法科大学院（法務研究科）入学試験

## 公法（憲法・行政法）問題紙

A日程

平成 25 年 9 月 1 日

13 : 00～15 : 00 (120 分)

(180 点)

### 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 公法の問題紙は 1 ページから 2 ページである。

科 目 名	ペ ー ジ
憲 法	1
行 政 法	2

3. 解答用紙は、4 枚である。解答用紙の追加は認めない。

科 目 名	枚 数	配 点
憲 法	2 枚	100 点
行 政 法	3 枚	80 点
合 計	5 枚	180 点

4. 解答用紙は 5 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

北 海 学 園 大 学

# 憲 法

(配点100点)

## 問題1 (60点)

日本国に在留する定住外国人に選挙権を付与する法律の合憲性について、国政選挙の場合と地方選挙の場合とを区別して論じなさい。

## 問題2 (40点)

私立学校に公費助成することの合憲性について論じなさい。

# 行政法

(配点80点)

## 問題

産業廃棄物最終処分場（以下「処分場」という）を設置するためには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）に基づいて、都道府県知事の許可が必要である。Y県では、処分場の設置に関しては、「産業廃棄物の処理に係る指導指針」（以下「要綱」という）が定められており、この要綱によると、処分場を設置する者は、許可の申請前に、①Y県、関係市町村および関係住民と協議をすること、②関係市町村と公害防止協定を締結すること、③設置予定地周辺の概ね500メートル以内に居住する住民の同意を得ることなどが要求されている。

事業者Xは、処分場の設置を計画し、要綱に基づくY県知事の行政指導に従って、住民同意を取得すべく住民説明会を行うなどしていた。しかし、処分場の設置には関係住民のほとんどが反対であり、関係市町村も公害防止協定を締結する意思はないため、Xは、本件要綱に基づく行政指導に従うのは客観的に不可能であると判断し、要綱の条件には沿わない形で、本年2013年4月1日に、Y県知事に、処分場の設置許可申請を行った。

Y県知事は、Xの申請は廃棄物処理法が定める許可要件に適合していることは認めているものの要綱に定める条件には適合していないため、許可・不許可の判断を留保しつつ、引き続き行政指導を継続している。当初、Xは、この行政指導にやむなく従っていたが、本年8月1日に、行政指導に従うことは全く不可能であると決断し、許可を得るため、行政不服審査法に基づいて、環境大臣に審査請求を申し立てた。しかし、その後も、Y県知事は、行政指導を継続し、許可を留保している状況にある。これについて、Y県知事による本件処分場の許可の留保は違法かどうか、次の問いの順序で、答えなさい。なお、Y県では、行政手続法の施行後に、行政指導に関し同法と同じ内容の規定を有する行政手続条例が制定されているものとして解答しなさい。

問1 行政指導は、どのような行政活動か、簡潔に説明しなさい。

問2 行政指導を理由とする許可の留保が違法となる場合について、いわゆる品川マンション事件の最高裁判決（最判昭和60年7月16日民集39巻5号989頁）は、どのような判断基準を提示しているか、説明しなさい。

問3 本件でのY県知事による許可の留保は違法であるかどうか、論じなさい。